

2019年（平成31年）1月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る
個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2018年（平成30年）12月19日付けで諮問（第953号）された国民健康
保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供す
ること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申し
ます。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人
通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供す
る必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次の
とおりである。

(1) 諮問に至った経過

大阪入国管理局執行部門首席入国警備官から、出入国管理及び難民認定法第5
2条第7項の規定に基づき、退去強制令書の執行のため、保険年金課で保有する
国民健康保険の被保険者に係る個人情報の照会がなされた。出入国管理及び難民
認定法第52条第7項の規定は、目的外に提供しなければならないことが義務付
けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当す
るため、大阪入国管理局執行部門首席入国警備官に国民健康保険の被保険者に係
る個人情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢
市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 国民健康保険の被保険者に係る個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

2016年（平成28年）1月1日から2017年（平成29年）9月30

日までの医療機関受診年月，受診医療機関名，受診医療機関所在地。

イ 目的外に提供する相手方

大阪入国管理局執行部門首席入国警備官

ウ 目的外提供の根拠規定

出入国管理及び難民認定法第52条第7項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，出入国管理及び難民認定法第52条第7項の規定に基づくものである。

出入国管理及び難民認定法第52条第7項は，入国警備官は，退去強制令書の執行に関し必要がある場合には，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる，としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した大阪入国管理局執行部門首席入国警備官によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。また，退去強制令書執行の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について，大阪入国管理局執行部門首席入国警備官に問い合わせたところ，調査内容の詳細については回答できないが，照会対象者は退去強制手続中の者（以下「妻」という。）の配偶者（以下「夫」という。）であり，妻が入国手続中に保険証を保有していなかったため，妻の代わりに夫が医療機関を受診し投薬を受けていたと自供しており，不正受給の疑いがある。妻は本来退去強制手続中のため入国管理局に収容されなければならないが，体調不良を理由に自宅に待機しており，夫が受診した医療機関を特定し，医療機関に当時の受診理由や健康状態を確認したい，とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は，国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対して，あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，退去強制手続のために行うものであり，本人通知をした場合には，当該退去強制手続の遂行に支障が生じることを大阪入国管理局執行部門首席入国警備官に確認した。

以上から本人に通知しないことについて，合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した大阪入国管理局執行部門首席入国警備官によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については、調査内容の詳細については回答できないが、照会対象者は退去強制手続中の者の夫であり、妻が入国手続中に保険証を保有していなかったため、妻の代わりに夫が医療機関を受診し投薬を受けていたと自供しており、不正受給の疑いがある。妻は本来退去強制手続中のため入国管理局に収容されなければならないが、体調不良を理由に自宅に待機しており、夫が受診した医療機関を特定し、医療機関に当時の受診理由や健康状態を確認したい、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、退去強制手続のために行うものであり、本人通知をした場合には、当該退去強制手続の遂行に支障が生じることを大阪入国管理局執行部門首席入国警備官に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上